

三朝町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月26日

三朝町長

三朝町規則第4号

三朝町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

三朝町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年三朝町規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 任命権者は、会計年度任用職員が次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p>		<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 任命権者は、会計年度任用職員が次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p>	
事由	期間	事由	期間
略		略	
<p>(16) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（次項第1号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>医師の証明に基づき、1の年度において別表第2の定める期間</p>	<p>(16) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（次項第1号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>医師の証明に基づき、1の年度において別表第2の定める期間</p>
<p>(17) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間</p>		
<p>(18) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育</p>	<p>1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人</p>		

<p>する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして別に定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>以上の場合にあつては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>		
<p>(19) 条例第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)の介護その他の町長が別に定める世話をを行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>		

(20) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行う場合又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合	当該申出又は提供にその都度必要と認める期間
---	-----------------------

--	--

2 任命権者は、会計年度任用職員が次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明に基づき、最小限度必要と認める期間

2 任命権者は、会計年度任用職員が次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明に基づき、最小限度必要と認める期間
(2) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行う場合又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合	当該申出又は提供にその都度必要と認める期間

<p>(2) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>略</p>	<p>(3) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>略</p>
<p>(3) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p>	<p>略</p>	<p>(4) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p>	<p>略</p>
<p>(4) 女性の会計年度任用職員が次号に定める場合を除き、妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合</p>	<p>2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>	<p>(5) 女性の会計年度任用職員が次号に定める場合を除き、妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合</p>	<p>2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>
<p>(5) 生理日のため勤務が著しく困難な場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	<p>(6) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間</p>
<p>(5) 生理日のため勤務が著しく困難な場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	<p>(7) 生理日のため勤務が著しく困難な場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>
<p>(5) 生理日のため勤務が著しく困難な場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	<p>(8) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の</p>	<p>1の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、</p>

勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして別に定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合

ては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間

(9) 条例第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)の介護その他の町長が別に定める世話を行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定め

1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間

	<p>られている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>
<p>3 第1項の表の第7号、第10号、<u>第11号、第18号及び第19号</u>の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>4・5 略</p>	<p>3 第1項の表の第7号、第10号及び<u>第11号並びに前項の表の第8号及び第9号</u>の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>4・5 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

